

横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の方向けの マイナ保険証専用コールセンターについて【情報提供】

1 趣旨

本年 12 月 2 日で、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の紙（プラスチック）の健康保険証の新規交付が行われなくなり、医療機関の受診に際してはマイナ保険証の利用が原則となります。

なお、マイナ保険証の有無にかかわらず引き続き次の方法で受診をすることができます。
＜12 月 2 日以降の受診方法＞

	令和 6 年 12 月 2 日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

横浜市では、横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者様向けに、マイナ保険証に関するご質問にお答えするための専用コールセンターを設置しています。

専用コールセンターのご紹介とマイナ保険証の概要をお示しした資料を単位会長宛にお送りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で専用コールセンターが開設されている旨ご周知ください。

3 情報提供内容

次の内容を記載した資料を単位会長宛に送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 専用コールセンターの情報

【専用コールセンター】

[TEL: 045-620-8187](tel:045-620-8187)

令和 7 年 1 月 31 日まで（土日祝日を除く）9 時から 19 時まで



(2) マイナ保険証の概要

ア マイナ保険証とは

イ マイナ保険証の利用登録方法

ウ マイナ保険証の使い方

(3) マイナ保険証を持っていない方の受診方法

(4) よくある質問とその回答

被保険者の方、地域の方から多くいただく質問についてまとめています。

健康福祉局保険年金課（国民健康保険）
担当 二瓶、稲川、日景
電話 045-671-2422 / FAX 045-664-0403
メール kf-kokuho-skk@city.yokohama.jp
健康福祉局医療援助課（後期高齢者医療）
担当 杉田、藤井、伊藤
電話 045-671-2409 / FAX 045-664-0403
メール kf-iryoenjo@city.yokohama.jp

【横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまへ】

- 横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度のマイナ保険証移行に関する
専用コールセンターを設置しています！

【専用コールセンター】

TEL: 045-620-8187

令和7年1月31日まで（土日祝日を除く）9時から19時まで

※横浜市国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の健康保険の方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。



- マイナ保険証について

【マイナ保険証とは】

お持ちのマイナンバーカードを保険証としても利用することです。
あらかじめ、自身で利用登録をする必要があります。

【マイナ保険証の利用登録方法】

医療機関、薬局のカードリーダー等で利用登録をすることができます。

詳しい操作方法は、別紙1「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは医療機関・薬局の受付でもOK！」を参照ください。

【マイナ保険証の使い方】

医療機関、薬局のカードリーダーにマイナ保険証を読み取ることで使うことができます。

詳しい操作方法は別紙2「マイナンバーカードを健康保険証として使うには」を参照ください。

- 12月2日以降の受診方法について

12月2日以降の受診方法についてまとめています。

マイナ保険証がない方も安心して受診することができます。

	令和6年12月2日～ 保険証有効期限	保険証有効期限後
マイナ保険証がない方	・有効期限内の健康保険証	・資格確認書 ※資格確認書は自動交付されます
マイナ保険証がある方	・マイナ保険証 ・有効期限内の健康保険証	・マイナ保険証

マイナ保険証に関する質問

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)



Q1 12月2日から紙の保険証が使いなくなるのですか

12月2日以降も紙の保険証に記載されている有効期限まで使用することができます。このため、12月2日以降も紙の保険証は廃棄しないでお持ちください。

Q2 マイナ保険証として利用するにはどうすればいいのですか

マイナ保険証の利用登録をするには、ご自身のマイナンバーカードが必要となります。以下の場所で、利用登録をすることができます。

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)
- ② セブン銀行のATM(セブンイレブン店舗等)
- ③ ご自身のスマートフォン、パソコンからマイナポータルで登録

利用登録方法は
こちらでご確認ください。
(厚生労働省HP)



Q3 マイナ保険証が無い場合はどのようにして医療機関に受診すればいいのですか

紙の保険証が有効期限(最大令和7年7月31日まで)まで利用することができます。

また、マイナ保険証の利用登録をされていない方には、資格確認書を交付しますので、そちらを医療機関窓口等で提示いただくことで、これまでどおり医療機関等で受診することができます。

Q4 医療機関のカードリーダーが故障等で使えない場合に、マイナ保険証の被保険者は、どのように受診すればいいのですか。

マイナ保険証の利用登録をしている方には、保険者から「資格情報のお知らせ」(※)を送付します。マイナ保険証を利用できない医療機関等に受診する場合には、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関窓口等に提示いただくことで、受診することができます。

※資格情報のお知らせ・・・簡便に保険情報を確認できるようA4サイズ用の紙に被保険者氏名、被保険者番号、一部負担割合等を記載しています。(後期高齢者医療制度の被保険者については、令和7年8月1日以降発行いたします。)

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは

当日その場でも
いいのね♪



医療機関・薬局の 受付でもOK!

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です!



本人確認(顔認証等)



利用
同意取得(お薬情報など)

顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ

この画面から
お申込み

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続が終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

デジタル庁



健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

暗証番号の入力



3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

お薬情報に関する
情報提供の同意に
ついて

同意する

同意しない

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

40歳以上対象
特定健診情報の提供
について

同意する

同意しない・40歳未満

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

限度額情報を
提供しますか

提供する

提供しない

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園が禁煙になることについての周知チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するとともに、多くの方が集い、憩う公園で、受動喫煙対策を進めるため、横浜市公園条例の一部改正し、禁止行為に「喫煙をすること」を追加しました。令和7年4月から横浜市の公園は禁煙となります。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

2 対象公園

横浜市が管理する、都市公園法に基づき設置されている公園が対象

3 今後の予定

- ・令和6年10月～ 公園が禁煙になることについて、順次、広報・SNS等や現地掲示による事前周知を行っています。
- ・令和7年4月～ 条例施行に合わせて、さらに巡回指導等により周知と注意を行います。

4 お願いしたいこと

【区連長】 御承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示について御協力をお願いします。

5 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後から3月末までを目安に掲示をお願いします。チラシが劣化した場合等には、新規のものをお渡しすることも可能ですので、公園緑地管理課あて御連絡ください。

※ 掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※ 各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の3月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。

みどり環境局公園緑地管理課
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

令和7年4月から 横浜市の公園は 禁煙になります

みなさまが気持ちよく安心して公園を利用できるよう
ご理解とご協力をお願いします。

■屋外での受動喫煙対策について、引き続きご協力をお願いします。

望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙が禁止されていない場所でも、周囲に人がいる場合には喫煙を控えるなどの配慮をお願いします。また、市内全域でポイ捨ては禁止です。歩きタバコもやめましょう。



公園の禁煙化について
(みどり環境局公園緑地管理課)



受動喫煙防止対策について
(健康福祉局健康推進課)



ポイ捨て・歩きタバコについて
(資源循環局街の美化推進課)

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）
早期終了に伴う、広報チラシの掲示板掲出終了について【協力依頼】

1 趣旨

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第 2 弾）は、令和 6 年 6 月からキャンペーンを実施してまいりましたが、この度、予算上限に到達したため、11 月 5 日（火）に早期終了いたしました。

つきましては、早期終了をもって広報チラシの掲出も終了となりますので、令和 6 年 5 月に掲出依頼をした広報チラシを、自治会町内会の掲示板から撤去していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

自治会町内会の皆様におかれましては、広報等にご協力いただき、誠にありがとうございました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】掲示板に右記の広報チラシをご掲出いただいている場合は、撤去をお願いいたします。



3 お問い合わせ先

キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

掲示板への広報チラシ掲出・撤去に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：045-671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール da-ecohama@city.yokohama.lg.jp

「新たな横浜市地震防災戦略」（素案）に係る 市民意見募集の実施について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、新たな取組や重点施策などを盛り込んだ「新たな地震防災戦略」の検討を進めています。

12 月中旬に素案を公表し、市民の皆様から広く御意見をいただくための市民意見募集を行いますので、事前にお知らせします。

＜現在検討中の主な視点＞

- ・災害が起きる前からの備え（地震火災対策、耐震化、防災意識の啓発など）
- ・被災者支援（避難所環境、物資、要配慮者支援、多様な避難への支援など）
- ・災害時の拠点強化（旧上瀬谷通信施設地区への広域防災拠点の整備など）
- ・公共インフラの強じん化（橋梁、道路がけ、上下水道の耐震化など）

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集について

(1) 募集期間（予定）

令和 6 年 12 月中旬から令和 7 年 1 月中旬まで

※ 詳細は、市ウェブページ等でお知らせします。

※ 広報よこはま 12 月号においても御案内する予定です。

(2) 素案及び概要版リーフレットの閲覧・配架場所

市民情報センター（市庁舎 3 階）、各区役所広報相談係ほか

※ 市ウェブページにも掲載します。

(3) 御意見の提出方法

横浜市電子申請・届出システム、リーフレット付属のはがきによる郵送、
電子メール又は F A X

4 今後のスケジュール

- ・令和 6 年 12 月中旬～令和 7 年 1 月中旬 素案に係る市民意見募集
- ・令和 7 年 3 月末 「新たな地震防災戦略」策定

一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ3R夢プラン」への御協力の御礼について【情報提供】

1 趣旨

横浜市では平成 23 年 1 月に「ヨコハマ 3 R 夢プラン」を策定し、ごみと資源の総量を令和 7 年度までに 10%削減の目標を掲げ、取り組んできました。令和 5 年度のごみと資源の総量は、市民、事業者の皆様のご協力により、基準年度対比 12.2%の削減となり、目標を 2 年前倒しで達成できました。厚く御礼申し上げます。

また、「ヨコハマ プラ 5.3 計画（令和 6 年 1 月策定）」の主要取組であるプラスチックごみの分別・リサイクルの拡大は、10 月から先行の 9 区で順調にスタートを切ることができました。引き続き、来年 4 月の全市拡大に向けて御協力をお願いいたします。

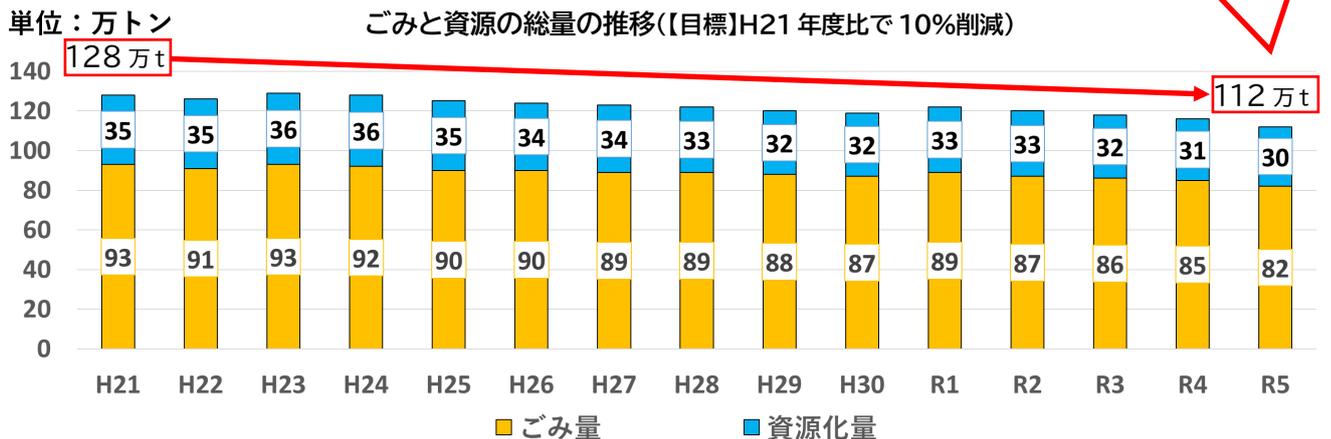
2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

R5 年度 12.2%削減
 (平成 21 年度対比)

3 令和 5 年度「ごみと資源の総量」の確定値について



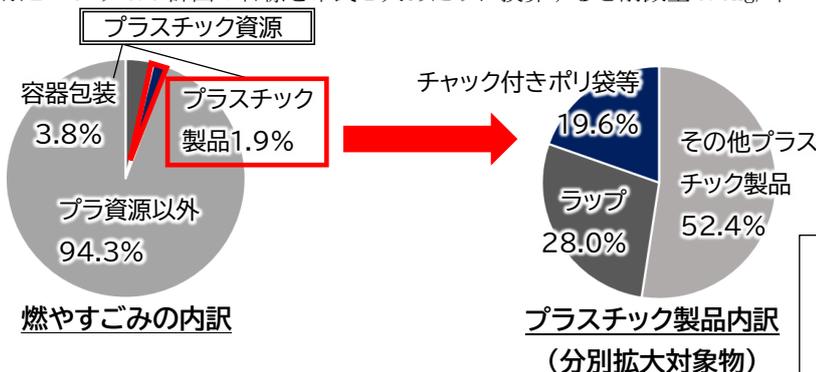
4 プラスチックごみの分別拡大の実績（速報値）について（9区、10月4週間累積値（※1））

開始から 1 か月の実績値は次のとおりです。ラップ、チャック付きポリ袋、ビニール袋が燃やすごみに多く含まれています。これらはプラスチック資源となりますので分別をお願いします。

	令和 4 年 10 月 (プラ 5.3 計画基準年度)	令和 6 年 10 月	削減量	市民 1 人あたりの 年間削減量※2
燃やすごみに含まれる プラスチック資源の量	1,886 t / 4 週	1,295 t / 4 週	591 t / 4 週	

※1 同じ曜日回りで比較するため、10月1日～28日までの4週間の累積値としています。

※2 プラ 5.3 計画の目標を市民 1 人あたりに換算すると削減量 5.3kg / 年



資源循環局政策調整課
 担当 今井、木村、川邊
 電話 045-671-2503 / FAX 045-550-4239
 メール sj-seisaku@city.yokohama.lg.jp

区ごとの「ごみと資源の総量」実績一覧表

【単位：トン】

	令和5年度	平成21年度 (基準年度)	削減量	削減率
鶴見区	56,412	65,477	▲ 9,065	▲14%
神奈川区	48,258	57,664	▲ 9,406	▲16%
西区	20,655	23,843	▲ 3,188	▲13%
中区	31,319	36,785	▲ 5,466	▲15%
南区	39,709	50,636	▲ 10,927	▲22%
港南	42,895	54,949	▲ 12,054	▲22%
保土ヶ谷区	41,757	53,139	▲ 11,382	▲21%
旭区	50,119	62,234	▲ 12,115	▲19%
磯子区	34,124	43,977	▲ 9,853	▲22%
金沢区	40,416	53,741	▲ 13,325	▲25%
港北区	67,744	77,492	▲ 9,748	▲13%
緑区	35,475	41,423	▲ 5,948	▲14%
青葉区	63,272	73,290	▲ 10,018	▲14%
都筑区	42,428	45,878	▲ 3,450	▲8%
戸塚区	55,934	65,584	▲ 9,650	▲15%
栄区	25,669	32,594	▲ 6,925	▲21%
泉区	31,712	38,498	▲ 6,786	▲18%
瀬谷区	24,996	29,395	▲ 4,399	▲15%
18区計	752,894	906,599	▲ 153,705	▲17%

※市全体（家庭系と事業系の合計）の「ごみと資源の総量」は、令和5年度は1,119,824トンで、平成21年度（ヨコハマ3R夢プランの基準年度）の1,275,444トンと比較し、155,620トン（▲12.2%）の減少となり計画目標の「ごみと資源の総量を令和7年度までに10%以上削減（平成21年度比）」を2年前倒しで達成しました。

令和 7 年度改選 委嘱委員の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

現在、各地域で御活躍いただいておりますスポーツ推進委員、環境事業推進委員、保健活動推進員、明るい選挙推進員、消費生活推進員の方々の任期が、令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となります。皆様に心より感謝を申し上げますとともに、新たに各委員を委嘱するため、候補者を推薦していただきますよう、自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連長宛て資料を送付します。

連合町内会単位で推薦いただく委員については、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】自治会町内会長宛て資料を送付します。

自治会町内会単位で推薦いただく委員については、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 依頼事項

- (1) 各委員候補者の推薦
- (2) 推薦名簿の提出

4 提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 7 年 2 月 21 日（金）
- (2) 提出先 各区連会資料をご確認ください。

5 任期・職務・推薦人数・基準等

「令和 7 年度改選 委嘱委員一覧」のとおり。委員ごとにご確認ください。

6 問い合わせ先

各区委員所管課にお問い合わせください。

委員	所管課
スポーツ推進委員	各区地域振興課
環境事業推進委員	資源循環局 各事務所
保健活動推進員	各区福祉保健課
明るい選挙推進員	各区総務課
消費生活推進員	各区地域振興課

裏面あり

7 詳細資料

- ・スポーツ推進委員 説明資料
- ・環境事業推進委員 説明資料
- ・保健活動推進員 説明資料
- ・明るい選挙推進員 説明資料
- ・消費生活推進員 説明資料

【各委嘱委員制度担当】

① スポーツ推進委員

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 十亀、細木

電話：045-671-3287

メール：nw-suposui@city.yokohama.lg.jp

② 環境事業推進委員

資源循環局街の美化推進課 鈴木、石田

電話：045-671-3817

メール：sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

③ 保健活動推進員

健康福祉局健康推進課 秋田、西

電話：045-671-2454

メール：kf-kenkouyokohama@city.yokohama.lg.jp

④ 明るい選挙推進員

選挙管理委員会事務局調査課 田村、竹内

電話：045-671-3337

メール：sk-chosa@city.yokohama.lg.jp

⑤ 消費生活推進員

経済局消費経済課 新田、長岡

電話：045-671-2584

メール：ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp

地区連合町内会長 各位

自治会町内会長 各位

中区長

令和7年度改選 委嘱委員の推薦について（依頼）

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員の方々の任期が、令和7年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな候補者の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

委嘱委員	スポーツ 推進委員	環境事業 推進委員	保健活動 推進員	明るい選挙 推進員	消費生活 推進員
任期	2年（令和7年4月1日から令和9年3月31日）				
推薦人数	原則自治会町内会で1名 （これまでの推薦状況や地域の実情に応じて柔軟に対応いたします） ※保健活動推進員について （参考）保健活動推進員の目安は200世帯に1人程度です。			自治会町内会で 1名程度 （複数人可）	地域の実情に応じた人数（自治会町内会等からの推薦）
提出先・ 問い合わせ先	各委員については、各委員所管課にお問い合わせください。				
	地域振興課 文化・スポーツ・青少年担当 杉浦・田宮 電話 224-8135	資源循環局 中事務所 菊地 電話 621-6952	福祉保健課 健康づくり係 吉野 電話 224-8332	総務課 統計選挙係 望月・松本 電話 224-8117	地域振興課 資源化推進担当 植田、中村 電話 224-8140
提出期限	令和7年2月21日（金）				
詳細資料	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5
その他	任期途中の委員交代については、各委員所管課（上記 問い合わせ先）にご連絡ください。				

※提出方法

区役所にお越しの際にそれぞれの窓口でご提出いただくか、各地区への搬送便に資料と一緒に返信用封筒を同封いたしますので、ぜひご活用ください。

令和7年度改選 委嘱委員一覧

委嘱委員名	スポーツ推進委員
所管課	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
任期	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	(1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び充実を図ること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。
推薦人数	地域の実情に応じた人数（自治会町内会で必要な人数）
推薦基準	(1) 18歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、新任の場合は原則65歳未満の方、再任の場合は原則70歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方 ※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。
年齢要件（上限）	新任者は原則65歳未満、再任者は原則70歳未満

委嘱委員名	環境事業推進委員
所管課	資源循環局街の美化推進課
任期	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	(1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン (2) 地域イベント等での3R行動の啓発 (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発 (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供
推薦人数	原則自治会町内会で1名 (地域の実情に応じて柔軟に対応いたします)
推薦基準	(1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方 (2) 推進委員の職務に関心のある方
年齢要件(上限)	なし

委嘱委員名	保健活動推進員
所管課	健康福祉局健康推進課
任期	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	特色に応じた健康づくりの推進 (1) 健康づくり活動の企画・実践 (2) 区役所等の健康づくり事業への協力 (3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開
推薦人数	自治会町内会で1名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数（区によって基準が若干異なります）
推薦基準	(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方。 (2) 任期の2年間を通して活動ができる方。 (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方。 (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方。 (5) 委嘱日（令和7年4月1日現在）に、原則78歳未満の方。
年齢要件（上限）	原則78歳未満

委嘱委員名	明るい選挙推進員
所管課	選挙管理委員会事務局調査課
任期	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	(1) 平常時及び各種選挙時における選挙啓発活動 (2) 選挙啓発に関する各種事業への参加 (3) 選挙事務への従事及び地域における投票制度の広報の実施
推薦人数	自治会町内会で1名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数（区によって基準が若干異なります）
推薦基準	(1) 明るい選挙推進運動の趣旨をご理解いただける方。 (2) 上記の活動等に積極的に参加できる方。
年齢要件（上限）	なし

委嘱委員名	消費生活推進員
所管課	経済局消費経済課
任期	2年
委嘱期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	<p>1. 消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発</p> <p>(1) 消費者被害未然防止・拡大防止等、消費生活に関する啓発講座等の開催</p> <p>(2) 地域の見守り活動への参加</p> <p>(3) 環境に配慮した購買行動の促進</p> <p>(4) 情報紙の発行・回覧、パネル展示等の広報活動</p> <p>2. 消費者と事業者の交流促進</p> <p>商店街・メーカー等との意見交換・懇談会</p>
推薦人数	地域の実情に応じた人数（自治会町内会等からの推薦）
推薦基準	令和7年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。
年齢要件（上限）	なし

中地振第 1026 号
令和 6 年 11 月 19 日

自治会・町内会長 各位

横浜市中区長 小林 英二

第35期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第34期スポーツ推進委員の任期が、令和 7 年 3 月末日をもって満了となります。2 年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第35期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第 1 号様式）

2 提出期限

令和 7 年 2 月 21 日（金）

3 提出先

中区地域振興課 文化・スポーツ・青少年担当

4 送付書類

- (1) 第35期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
- (2) 横浜市スポーツ推進委員チラシ
- (3) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
- (4) 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）
- (5) 中区スポーツ推進委員推薦についてのお願い
- (6) スポーツ推進委員候補者推薦書（第 1 号様式）

担当：中区地域振興課
杉浦・田宮

TEL：224-8135

FAX：224-8215

第 35 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 7 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

3 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

4 推薦方法及び人員

別紙「中区スポーツ推進委員推薦についてのお願い」をご参照ください。

自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、地域の実情に応じた人数を推薦してください。

ただし、地域活動に支障がないよう、自治会活動に必要な人数を選出ください。

（人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。）

また、スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）を御用意しましたので、ぜひ御活用ください。

5 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※若い世代や女性の推薦について御配慮いただけますと幸いです。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 7 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

裏面あり

6 依頼時期

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

7 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

8 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年2月21日（金）
- (2) 提出先 各区地域振興課スポーツ推進委員担当

9 配布資料

- (1) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- (2) 横浜市スポーツ推進委員チラシ
- (3) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
- (4) 紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

担当：十 ^{そがめ} 亀、^{ほそぎ} 細木

電話：671-3287



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市 スポーツ 推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！

さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！



夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



小学生スポーツ フェスティバル

スポーツ推進委員 (スポ推)とは？

- ・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から2年の任期で委嘱されて活動しています。
- ・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
- ・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



横浜市のスポ推は？

- ・横浜市では約 2,500 人のとても多くのスポ推が活躍しています。
- ・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



スポ推になるには？

- ・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
(自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください)
- ・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくは
こちらへ



自治会・町内会長の皆様へ

- ・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
- ・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて
楽しいし、新しいことが
できます！

地域の情報が得られて、
いつも新鮮で
おもしろいですよ！

子どもの頃の体験は地域の
人々のおかげだと気づきま
した。地域への恩返しと
思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話 045-671-3287 FAX 045-664-0669

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員 ・ 会長

【差出人】

自治会／町内会 ・ 地区連合町内会

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）

日頃から、自治会町内会活動に御協力いただき、ありがとうございます。

今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員のご紹介をお願いします。

【候補者選出届】 ※太枠は必須事項です。

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月 日	歳
	住所	電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
<input type="checkbox"/> 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。
※この紹介シートは、スポーツ推進委員候補者推薦書の代替として地域振興課へ御提出可能です。ただし、自治会・町内会長から御提出いただきますようお願いいたします。

中区スポーツ推進委員推薦についてのお願い

1 スポーツ推進委員の委嘱委員推薦方法の見直しについて

自治会・町内会の負担軽減の一環として、今回の改選から、スポーツ推進委員の委嘱における推薦方法の規程が次のとおり改正されました。

	改正前	改正後
推薦者	自治会町内会長	自治会町内会長 ※ <u>地区連合町内会長からの推薦も認める他、スポーツ推進委員地区会長などにも人選の協力を依頼することができる。</u>
推薦人数	原則として自治会町内会あたり1名	<u>自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議した人数とする。</u> (※)

(「横浜市スポーツ推進委員委嘱要綱」より)

【推薦人数に係る中区の対応】

中区では現在、103人のスポーツ推進委員に活動していただいておりますが、活動には十分な人数ではないという声があります。

今回の推薦方法の見直しへの対応について、中区スポーツ推進委員連絡協議会と協議した結果、

- ・現在の活動人数を上回る人数が必要であること
- ・一方で、従来通り、原則として自治会町内会あたり1名の推薦をお願いし、充足されれば、自治会・町内会の総数でもある129名に活動いただけることから、推薦人数については、従来どおり、自治会町内会あたり1名の推薦をお願いすることとします。

なお、地域の実情に応じ、推薦が困難な場合や複数人数の推薦が必要な場合には、各地区のスポーツ推進委員連絡協議会会長と御相談のうえ、事務局まで御連絡ください。

2 中区スポーツ推進委員の活動内容

- ・地区で行う行事の運営
地区運動会、各種レクリエーション等の運営
- ・区協議会で行う各種行事の運営
小学生ドッジボール大会、ソフトバレーボール大会、ハローよこはま（5メートルダッシュ）、「中区文明開化ウォークラリー」等の運営
- ・市が主催する各種スポーツ行事の運営
横浜マラソン、世界トライアスロンシリーズ横浜大会、横浜八景島トライアスロンフェスティバル、スポーツ推進委員大会等の運営

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

区長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
住 所		電話番号
〒 区	(自宅)	
	(携帯)	
Eメール		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技（任意）		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

自治会・町内会長 各位

横浜市長 山中 竹春

令和 7・8 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様が、令和 7 年 3 月 31 日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（2 年間）

2 環境事業推進委員の主な活動

- (1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン
- (2) 地域イベント等での 3 R 行動の啓発
- (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供

3 推薦基準

- (1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- (2) 2 の活動に関心のある方

4 推薦人数

貴自治会・町内会から原則 1 名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

5 推薦書の提出期限

令和 7 年 2 月 21 日（金）まで

6 提出先

資源循環局の各区収集事務所あて、推薦書（別紙）を送付願います。

7 今後のスケジュール

令和 7 年 4 月以降、各区において委嘱式を開催する予定です。

推進委員の皆様には、別途案内状を送付いたします。

8 添付資料

- (1) 推薦書（不足する場合は、コピーしてお使いください）
- (2) 環境事業推進委員のご案内パンフ『環境事業推進委員は「GREEN LEADER」』

問合せ、提出先：資源循環局中事務所

〒231-0812 中区錦町 11-2、電話 621-6952

担当：横浜市 資源循環局 街の美化推進課

鈴木、石田 電話 671-3817

地域で清掃活動

集積場所で分別啓発



地域で啓発活動

プラごみ削減キャンペーン

環境事業推進委員

は

グリーン

リーダー

「GREEN LEADER」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（回覧など）

連絡協議会

環境事業推進委員とは…



どんな立場？

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。
それぞれの地域で、資源循環の取組(ごみ減量・資源化)、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は？

令和7年4月1日～令和9年3月31日 (2年間)

活動は？

- ・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
- ・地域清掃や美化キャンペーン
- ・地域イベント等での3R行動の啓発
- ・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。



3R月間イベント

脱炭素って？

今、地球上では、CO₂ (二酸化炭素) などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起っています。温室効果ガスの大半を占めるCO₂は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、3Rの推進や省エネなど、CO₂排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる (GO GREEN)」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、以下の支援をしています。

○研修会／参考資料の配布

- ・委嘱式時に研修会を実施
- ・毎年1回程度全体研修会を実施
- ・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
- ・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

活動の手引き

環境事業推進委員 活動手帳



横浜市資源循環局

研修会



○Web

- ・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

○活動費の助成

- ・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ



環境事業推進委員

検索



GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

環境事業推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

資源循環局長

(推薦者職氏名)
自治会町内会名

自治会町内会長名

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏名		再任・新任	平成・令和 年 月
住所		電話番号	
〒		(自宅・携帯)	
区			
Eメール※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

事務所記入欄

受付日：令和 7年 月 日、 入力日：令和 7年 月 日、 Wチェック：
受付者：_____、 委嘱予定日：令和 7年 4月 1日

自治会町内会会長 各位

横浜市 中区長

横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、地域の健康づくりを推進するため、約3,600名の保健活動推進員の皆様が様々な活動を行っていただいております。健康寿命の延伸、生活習慣病予防など、本市の健康課題への対応に大きく貢献していただいております。

現在委嘱されている保健活動推進員の皆様は、令和7年3月末日に任期満了となります。つきましては、御多用のところ誠に恐れ入りますが、次期の保健活動推進員について御推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 任期

2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）※再任可

2 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは添付の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。

推薦される予定の方には「各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ」をお渡しください。

3 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、原則78歳未満の方

※地区で78歳未満のなり手のない方がいない場合、78歳以上でも可能です。

4 推薦依頼人数

各自治会町内会1人以上のご推薦をお願いします。

（参考）保健活動推進員配置の目安は200世帯に1人程度です。

5 推薦方法

添付「保健活動推進員の推薦名簿」により区長あて推薦してください。

※名簿には個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分御注意ください。

6 推薦の期日および提出先

- (1) 推薦の期日 令和7年2月21日（金）必着
- (2) 提出先 中区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係

7 お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講して活動しますので、2年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。保健活動推進員の推薦にあたっては、2年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます。

8 添付資料

- (1) 横浜市保健活動委員の活動
- (2) 各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ
- (3) 横浜市保健活動推進員の推薦名簿
- (4) 横浜市保健活動推進員規則

担当：中区福祉保健センター
福祉保健課健康づくり係 吉野
電話：045-224-8332

1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける
地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力
地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信
住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成
地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

3 横浜市保健活動推進員会の令和6年度の活動テーマ

重点取組テーマとして掲げた「地域の健康づくり」「重症化予防のための特定健診・がん検診の普及啓発」【重点取組テーマ】に加え、「ウォーキングの推進」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「ロコモ対策の推進とフレイル・オーラルフレイル予防の理解」「認知症の理解と予防」「健康チェックなどを通じた健康づくりの動機づくりや見える化の推進」「歯科口腔保健の推進」「メンタルヘルスに関する理解と情報発信」「暮らしの備え（自然災害等の健康リスク・屋内事故の予防）の推進に取り組んでいます。

4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

保健活動推進員の活動等についての説明です。

推薦を受ける予定の方、推薦を受けた方は必ずお読みください。

各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ



保健活動推進員とは？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦を受けて市長に委嘱され、地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

任期は4月から2年間です。

どんな活動をするの？

研修などを通じて健康について学び、自分の健康づくりとともに、地域の健康づくりのための活動に、出来る範囲で取り組みます。

活動例

- ・健康づくりに関する研修会へ参加
- ・健康チェック、体力測定の実施
- ・ウォーキング、体操教室の開催
- ・タバコの害の啓発活動 など



どうやって活動するの？

地区・区単位で組織する保健活動推進員会で活動計画を立て、他の保健活動推進員と一緒に活動します。健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することもあります。区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。

(活動例：区民まつりでの健康測定、健（検）診の普及啓発など)

個人に対する報酬はありませんが、活動経費（実費）に対する補助があります。区役所が主催する育成研修を受講し、健康や地域での活動について学べます。

研修等の受講や活動の実践により、保健活動推進員自ら、健康づくりが出来ます。地域の皆さんが健康になることにより、いきいきとした活力ある地域になります。地域での活動を通じて、住民同士につながりが生まれ、支えあって暮らせる地域になります。

活動保障について

保健活動推進員の皆様が安心して活動できるようにするため、活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

横浜市保健活動推進員規則

制定 昭和 28 年 4 月 25 日横浜市規則第 31 号
最近改正 平成 19 年 3 月 5 日横浜市規則第 4 号

(推進員の設置)

第 1 条 地域における市民の健康づくりを推進するため、横浜市保健活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員)

第 2 条 推進員は、区長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 推進員の任期は、2 年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 推進員は、再任されることができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、任期中であっても推進員の職を解くことができる。

(職務等)

第 4 条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 健康づくりのための知識の普及及び啓発に関すること。
 - (2) 地域における健康づくり活動の実践及び地域の健康課題への取組に関すること。
 - (3) 健康づくり施策に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり事業への協力に関すること。
 - (5) その他地域福祉保健の推進に関し必要な事項。
- 2 推進員は、前項の職務を果たすため、福祉保健センター等が実施する研修会等に参加し、健康づくり活動に必要な知識の習得に努めるものとする。

(市推進員会、区推進員会及び地区推進員会の設置)

第 5 条 健康づくり活動の効果的な推進並びに推進員相互の連絡及び調整を図るため、横浜市保健活動推進員会（以下「市推進員会」という。）を、各福祉保健センターの所管区域ごとに区保健活動推進員会（以下「区推進員会」という。）を、一定の区域ごとに地区保健活動推進員会（以下「地区推進員会」という。）を設置し、それぞれ推進員をもって組織する。

(会長等)

第 6 条 市推進員会、区推進員会及び地区推進員会（以下「推進員会」という。）に、それぞれ会長、副会長その他の役員（以下「会長等」という。）を置く。

- 2 市推進員会の会長等は区推進員会の会長の、区推進員会の会長等は地区推進員会の会長の、地区推進員会の会長等は推進員の、それぞれ互選とする。

- 3 会長は、当該推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、当該推進委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(経費の補助)

第8条 市は、推進委員会に対しその運営に要する経費の一部を補助することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 横浜市衛生奉仕員規則(昭和23年12月横浜市規則第66号)は、廃止する。

付 則(昭和44年9月規則第94号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

付 則(昭和47年4月規則第55号)

この規則は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則(平成4年3月規則第12号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月規則第28号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月規則第154号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成13年12月規則第113号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

横浜市 中区長

推薦団体(自治会町内会名)

代表者氏名

電話番号

保健活動推進員推薦名簿

(任期：令和7年4月1日～9年3月31日)

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	性別	生年月日 ※年齢は R7.4.1現在	住所	電話番号	新任・ 再任の別
	男 女	. . 生 (才)	中区	()	新 再
	男 女	. . 生 (才)	中区	()	新 再
	男 女	. . 生 (才)	中区	()	新 再

※ 氏名、住所等の個人情報は適正に管理し、保健活動推進員の活動に関する目的以外には使用しません。

【お願い】

推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。

名簿には住所などの個人情報が記載されていますので、取り扱いには十分に御注意をお願いします。

- 保健活動推進員の推薦要件
- 横浜市民で
- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること。
 - (2) 任期の2年間を通して活動ができること。
 - (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること。
 - (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること。
 - (5) 委嘱時（令和7年4月1日現在）に、原則78歳未満であること。

中区明るい選挙推進員の御推薦について

「中区明るい選挙推進協議会」は、明るく正しい選挙の実践を目的に昭和 38 年に設立された選挙啓発団体です。

主な活動は、選挙時や区民祭りでの啓発、区内の小中学生を対象とした「作文コンクール」などがあり、選挙時のみならず、平時から「明るい選挙の実践」「投票の参加」を呼びかけております。

活動を担う推進員は、2年ごとに自治会・町内会から御推薦をいただいております。現在の推進員は、令和7年3月31日に任期満了を迎えます。

つきましては、お忙しい中恐れ入りますが、新たに推進員1名程度の御推薦をお願い申し上げます。

なお、現在の推進員が引き続き御就任いただくことも可能ですが、その場合も推薦用紙に氏名等を御記入の上、御提出いただきたく存じます。お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。

1 御推薦いただきたい人数

1名程度（複数人可）

2 任期

令和7年4月1日～令和9年3月31日

3 御推薦の方法

推薦用紙に御推薦いただく方を御記入いただき、同封の返信用封筒にて御提出いただくと幸いです。御推薦していただいた方には、事務局より後日連絡をさせていただきます。

4 御推薦の締切日

令和7年1月31日（金）必着

5 送付資料

- (1) 中区明るい選挙推進員の年間活動予定
- (2) 令和7・8年度推進員推薦用紙

中区明るい選挙推進協議会事務局
(中区役所総務課統計選挙係)

担当 望月・松本

TEL 045-224-8117

FAX 045-224-8109

中区明るい選挙推進協議会 会長

令和7・8年度中区明るい選挙推進員に次の者を推薦します。

提出締切日:令和7年1月31日(金)

	住 所	(フリガナ) 氏 名	電 話 番 号	備 考
1	〒	()		
2	〒	()		
3	〒	()		

※ 1名程度の推薦をお願いします(複数人可)

※ 備考欄には町内会での役職や他団体の所属状況等を御記入いただくと幸いです

令和 年 月 日

自治会・町内会名

担当者名

連絡先

自治会町内会長 各位

横浜市中区長 小林 英二

令和7・8年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

晩秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、安全で快適な消費生活の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております消費生活推進員の任期が令和7年3月31日をもって満了となります。

消費生活推進員は、様々な勉強をして、消費生活に関する正しい知識とトラブル時に対応できる能力「消費者力」を身に付け、その知識を、啓発講座の開催や情報紙の発行などを通じ、地域に広げる活動を行っており、「消費者トラブルに遭わない、安全な地域づくり」の推進役として重要な役割を果たしています。

つきましては、引き続き令和7・8年度の横浜市消費生活推進員事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴自治会町内会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただくようご依頼申し上げます。

1 提出書類

令和7・8年度横浜市消費生活推進員候補者推薦書

※自治会町内会名及び会長氏名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただいて、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただきますようお願いいたします。

※同封の返信用封筒にて御返信ください。

2 提出期限

令和7年2月21日（金）

3 提出先

中区役所地域振興課地域活動担当

4 添付書類

- (1) 令和7・8年度横浜市消費生活推進員の推薦について（市長依頼文）
- (2) 令和7・8年度横浜市消費生活推進員の推薦の詳細について（推薦依頼内容）
- (3) 募集チラシ
- (4) 中区消費生活推進員地区活動について
- (5) 令和7・8年度横浜市消費生活推進員候補者推薦書

担当 中区役所地域振興課 植田、中村

電話 224-8140

FAX 224-8215

経 消 第607号
令和6年11月1日

自治会町内会 会長 各位

横 浜 市 長

令和7・8年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和5・6年度委嘱の方々の任期が令和7年3月31日をもって満了となります。

つきましては、令和7・8年度も引き続き、横浜市消費生活推進員活動事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただきますよう、御依頼申し上げます。

担当 経済局消費経済課 新田、一杉、長岡
電話 671-2584

※推薦についてのご質問は、お住まいの区の地域振興課へお問い合わせください。

令和7・8年度横浜市消費生活推進員 推薦の詳細について

1 趣 旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦や公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会・町内会等からの御推薦をお願いするものです。

2 任 期

・1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。

・今回の募集は令和7年4月から令和9年3月までが任期となります。

・再任は2回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、3回以上再任されることがあります。

3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1) 地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動をします。

活動分類	内 容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催 や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意 (地区の実情により実施)
	環境に配慮した購買行動の推進	
情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動		
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2) その他

ア 推進員相互の情報交換等

イ 研修への参加

ウ 市が行う消費者行政に対する協力

4 募集対象者

令和7年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

5 推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

6 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただいて、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

御記入いただいた個人情報、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和5・6年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業にかかわること以外の利用はいたしません。

7 提出期限及び提出先

令和7年2月21日(金)までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

また、自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい。

8 委 嘱

令和7年4月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

9 そ の 他

活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集チラシをご覧ください。

令和7・8年度 横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では、地域における安全で快適な消費生活を推進して下さる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。



(C) YUKI ISHII

こんなこと
聞いたこと
ありませんか？

無料で点検と
突然訪問してきた
工事契約に！

1回だけの
お試しのつもり
だったのに

3万円の
トイレ修理が

注文していない
カニが届いた！

消費者被害が増えています！

買い物をして、料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。

「消費生活」は人の暮らしそのものですが、商品やサービスの内容が複雑になり、消費者トラブルが次々に発生しています。

皆さんの見守りや声かけ・啓発活動で、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

消費生活推進員の活動は？

- ◆ 市や区役所で開催する研修などで、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域の見守り活動のポイントについて学びます。
- ◆ 高齢者等の集まりで、悪質商法未然防止などの出前講座を開きます。
- ◆ 区のイベントへの出展や情報紙を発行して、消費生活情報を地域にお知らせします。
- ◆ 環境配慮の学習会、施設見学、商店街・農家との意見交換を行い、消費生活に関する理解を深め、地域に情報を伝えます。
- ◆ 困っている方を、消費者トラブルの相談窓口である「横浜市消費生活総合センター」へつなぎます。



消費生活推進員のハマ子さん

ある日

ご近所の一人暮らしのおばあちゃん、最近大きな荷物がよく届くわ。でも…声をかけるのは面識がないし。民生委員さんに相談してみようかしら。

①

数日後

この間連絡をくれたおばあちゃん、つぎつぎにお布団が届いて困っていたの。あなたに教えてもらった消費生活総合センターを案内したら、相談して解決することができましたよ。

民生委員さん

②

そうだ！

来月、町内会の茶話会で、悪質商法の手口や被害に遭わないためのポイントについて、啓発講座をさせてもらおうかしら。

③

後日談

啓発講座をやって私自身も消費者トラブルに遭わない知恵がついたわ。地域活動が健康寿命を延ばすともいうし…お仲間もできて、とても楽しくなってきたわ♪

④

消費生活推進員の地区活動を紹介します ✨

第1地区中部、関内、埋地、石川打越地区

日本銀行横浜支店見学

日本銀行の機能や役割、業務について紹介していただき、令和6年7月発行開始の新札を見たり、体験コーナーで1億円の重さを体験しました。普段見られない銀行の裏側も見学させていただきました。

第2地区

悪徳商法・特殊詐欺防止紙芝居講座

多様化する悪徳商法・特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、地域のふれあいサロンで、紙芝居を使い、楽しくわかりやすい講座を開催いたしました。

詐欺被害防止啓発活動

元町商店街で加賀町警察署・加賀町防犯協会の方たちと一緒に、オレオレ詐欺被害防止キャンペーンを行いました。

注意喚起をしながら多くの方に関心を持っていただけるよう実施しました。

第4地区北部

今年度の活動は、近隣消費者の消費生活拠点を知り、私共も知って頂くことをテーマに、2回の啓発パンフレット配布を実施しました。

1回目は、近隣金融機関と本郷町「HiRuMaマーケットプレイス前」で高齢者を重点に行いました。

2回目は、小港町「本牧フロント」で「悪徳商法や詐欺対応」というキーワードで、幅広い年齢層に声かけしました。

第1北部地区

詐欺被害防止啓発

特殊詐欺や悪徳商法の被害が再拡大しており、高齢者向けの啓発活動に注力しました。金融機関の店頭カウンターでの啓発物の配置や手渡し依頼の継続に加えて、地区社協主催のふれあい給食において時間枠を頂き、被害状況や具体的な事例紹介など定期的に高齢者に話す機会を新たに設けました。

第6地区

山元町二丁目商店街の月一回の朝市を視察し、10月から毎月、朝市に消費生活推進員のデスクを設置し、広報活動を行うこととなりました。地産地消の観点から泉区のはま梨農家を訪問し、直接販売状況を視察しました。特に出荷できないB級品の果物は格安ながら味や香りは遜色なく上手な流通路があれば農家と消費者のWINWINな関係を築くことができると感じました。

第六地区の社会福祉協議会と調整の結果、1月にふれあいサロンで詐欺・悪質商法撃退セミナーを開催しました。

第4地区南部、本牧・根岸、新本牧地区

啓発講座と施設見学会を積極展開

電力料金の高騰に伴う「節電講習会」と、消費生活アドバイザーを招いての高齢者向けの「悪質商法撃退講座」実施しました。施設見学会は、保護犬・猫を預かる市動物愛護センターを訪れ、ペットとの共生の道を探りました、資源ごみの処理作業を行うリサイクルポート山ノ内では、ごみ分別の実地体験もしました。

第3地区

金沢資源選別センター施設見学

消費生活推進員としての学びの1年とすべく主に研修や施設見学を行いました。委員にならなければ訪れる機会もなかったであろう施設や、関わることもなかったであろうテーマの講義を受けることができ、大変有益な一年でした。培った知識を地域に持ち帰り、暮らしに身近なことから皆様のお役に立てるよう活動してまいります。



ハローよこはまでのブース出店や地域での啓発活動で消費者トラブル防止に取り組んでいます!!

消費生活推進員候補者推薦書

令和 年 月 日

中 区 長

(推薦者職氏名)

自治会町内会名

自治会町内会長名

(フリガナ)		
氏 名		
再任・新任の別	当初委嘱年月 (再任者のみ)	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 月	歳
	住 所	電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		

被推薦者 (推薦を受ける者) の同意について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委嘱委員所管課において共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

自治会町内会デジタルツール展示・相談会について【御案内】

1 趣旨

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を市内3か所で開催します。

当日は、デジタル化でできることについて企業や団体の方にご紹介いただき、その後、直接相談をいただける会となります。

つきましては、参加希望の団体は、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。参加希望のある団体は、「エントリーシート」でお申込みください。

3 開催概要

- 令和7年1月25日（土）10時～ **保土ヶ谷区役所** 本館地下1階・会議室
（相鉄線「星川駅」徒歩5分）
- 令和7年2月2日（日）10時～ **磯子区役所** 7階701・702会議室
（JR根岸線「磯子駅」徒歩5分）
- 令和7年2月8日（土）10時～ **都筑区役所** 6階大会議室A B
（市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分）

=当日の流れ（予定）=

時間	内容
10:00～10:15	自治会町内会DXの説明（約15分）
10:15～11:00	企業・団体によるデジタルツール等の説明（約45分）
11:00～12:00	展示・相談会（約60分・途中退席可）

参加企業：電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展調整中。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。

※いずれの日程も同じ内容の予定です（出展企業・団体は変わることがあります）



自治会町内会 DX 応援事業
ホームページ

■エントリーシート提出期限：**令和7年1月14日（火）必着**

※参加希望多数の場合は、抽選にて参加可能団体を決定します（その場合のみ後日お知らせします）。

裏面あり

4 「自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート」について

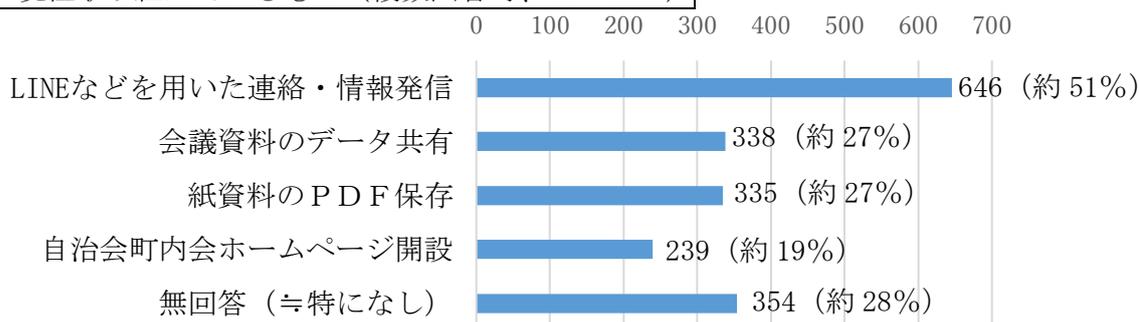
令和6年3月から7月までの間に実施しました標記アンケートに御協力いただき、ありがとうございました。

○主な集計結果

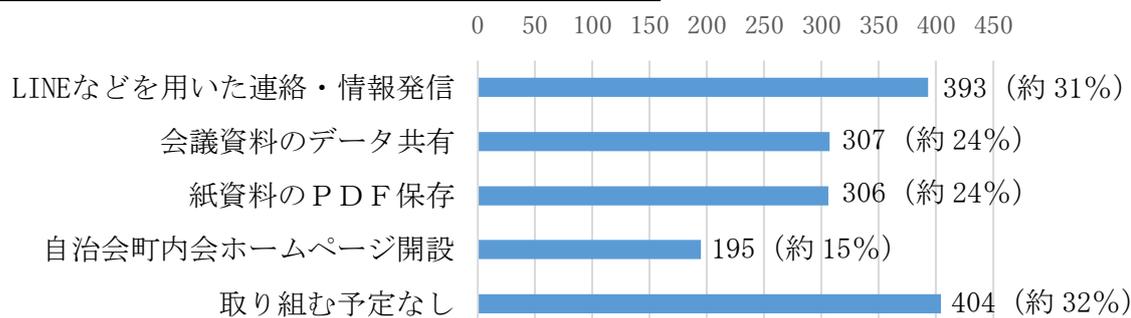
回答率 単位町内会約44%（1,259団体）、地区連合町内会約46%（118団体）

《デジタルツールの活用状況（単位町内会の集計結果）》

1 現在取り組んでいるもの（複数回答可、n=1259）



2 今後、取り組みたいもの（複数回答可、n=1259）



いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考とさせていただきます。

担当：市民局地域活動推進課

松永、石栗

電話：671-2317

FAX：664-0734

自治会町内会向け

自治会町内会で使える デジタルツール展示・相談会

参加
無料

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用(回覧板や会費集金等のデジタル化)に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

こんな方向けの内容です

デジタルで活動は
楽になるの？

具体的にどんなものがあるの？

どうやって選べばいいの？

お金はかかる？



電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などをキャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等の出展を調整中です。サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。

出展企業が決まりましたら、市民局の自治会町内会DX応援事業ホームページで公開します。→



開催日時・場所

- ① 1月25日(土)10~12時 保土ヶ谷区役所
- ② 2月2日(日)10~12時 磯子区役所
- ③ 2月8日(土)10~12時 都筑区役所

各回
同じ内容
です

お問合せ・お申込みは

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ電話

045-671-2317

申し込みは、裏面の
二次元コードまたはFAXにて

切：2025年1月14日（火）

申し込み先：市民局地域活動推進課

●電子申請：右側の二次元コードから入力 →

●FAX：045-664-0734



自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

1 出席希望の日程に○を付けてください（1か所のみ）

出席希望	日 程
	①令和7年 <u>1月25日</u> （土）10時～ 保土ヶ谷区役所会場 本館地下1階・会議室 (相鉄線「星川駅」徒歩5分)
	②令和7年 <u>2月2日</u> （日）10時～ 磯子区役所会場 7階701・702会議室 (JR根岸線「磯子駅」徒歩5分)
	③令和7年 <u>2月8日</u> （土）10時～ 都筑区役所会場 6階大会議室A B (市営地下鉄「センター南駅」徒歩6分)

2 自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

(※会場の都合上1団体2人まででお願いいたします)

区名	区
自治会町内会名	
人数（2人まで）	人

3 連絡先電話番号をご記入ください

TEL： _____

令和6年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画のYouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内2区の自治会町内会に、ICTを活用した負担軽減等の活動事例を御紹介いただきました。

① 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

② 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）



(その2)アプリ登録方法の講習会を開催



↑事例発表の一部抜粋

(2) 配信期間など

- 令和6年11月12日(火)～令和8年3月31日(火)
- 以下のホームページから視聴できます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



事例発表の
二次元コード

4 その他

事例発表について、視聴した感想等を電子申請・届出システムでお答えください。

令和6年11月12日(火)午前9時から令和7年3月31日(月)午後5時まで受け付けます。

電子申請・届出システムは、下記の二次元コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」→キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8ef0a07d-9b2e-4de4-ae3a-aa6fc753abff/start>



←感想等受付の
二次元コード

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾
電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和7年中区消防出初式の実施について

令和7年の年頭にあたり、中消防署及び中消防団が連携し、火災予防等に関する啓発や、一斉放水訓練の展示などのイベントを通じて、中區に住む人、訪れる人が安全・安心を実感し、消防への理解と信頼を深めていただくことを目的とし、中區消防出初式を開催します。

1 日時

令和7年1月7日（火） 9時30分～13時00分

・式典：9時45分～11時00分 一斉放水：11時00分～11時10分

2 場所

横浜市役所（中區本町6-50-10）

3 実施内容

(1) 式典、展示等（アトリウム、北プラザ、展示スペース）

ア 表彰（消防功勞事業所等、消防団員）

イ 消防車両展示

ウ 防災e-パーク体験

エ AED体験（心肺蘇生法）

オ 消防士体験（防火衣着装、資機材展示、消防バッテリーカー）

カ 国際交流コーナー（なか国際交流ラウンジ、JICA）

(2) 訓練展示（水辺テラス、大岡川）

消防職員及び消防団員による一斉放水

4 依頼事項

(1) 開催案内について

連合町内会長の皆様に御臨席賜りたく、12月上旬に開催案内を郵送する予定です。出欠票を同封いたしますので御出席の可否をお知らせください。

(2) 案内チラシについて

多くの区民の皆様に御来場いただくため、別添のチラシにて自治会町内会の掲示板への掲示をお願いいたします。

ア 配布方法：郵送

イ 掲出期間：チラシ到着から令和6年1月7日（火）まで

令和6年11月19日

自治会町内会長 各位

中消防署

総務・予防課長 藤川 泰彦

「令和7年中区消防出初式」チラシの掲出について（依頼）

時下皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
例年、新春のイベントとして中区消防出初式を開催しています。年頭にあたり、中消防署及び中消防団が連携し、火災予防等に関する啓発や、一斉放水訓練の展示などのイベントを通じて、中区に住む人、訪れる人が安全・安心を実感し、消防への理解と信頼を深めていただくことを目的に開催するものです。

つきましては、多くの区民の皆様に御来場いただくため、自治会町内会の掲示板等へ別添のチラシの掲出をお願いいたします。

1 令和7年中区消防出初式開催概要

(1) 日時

令和7年1月7日（火） 9時30分～13時00分

(2) 場所

横浜市役所（中区本町6-50-10）

（アトリウム、北プラザ、展示スペース、水辺テラス、大岡川）

※災害の発生や当日の天候等の状況により、開催規模の縮小又は開催を中止する場合があります。

2 掲出希望期間

チラシ到着から令和6年1月7日（火）まで

※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。

3 その他

連合町内会長の皆様に御臨席賜りたく、12月上旬に開催案内を郵送する予定です。

担当 中消防署 総務・予防課庶務係
五味・新井（TEL 045-251-0119）



令和7年 中区消防出初式

-NEW YEAR'S FIRE REVIEW-

令和7年1月7日 火

9時30分から13時まで

場所 横浜市庁舎

消防官体験や
ミニ消防車など
体験コーナーも
盛りだくさん!



お問い合わせ
中消防署
045-251-0119

中福第 1296 号
令和6年11月19日

中区連合町内会長連絡協議会
会長 松澤 秀夫 様

中なかいいネ！推進会議
(福祉保健課長 倉田 真希)

第 40 回中区社会福祉大会 & 中なかいいネ！発表会の開催及び後援依頼について

平素から中区の地域福祉保健の推進に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中区では、地域福祉保健計画「中なかいいネ！」の推進に向けて、区民の皆様とともに、誰もが安心して暮らしていけるようなまちづくりを目指して、様々な取組を進めております。

このたび、中区社会福祉大会及び中なかいいネ！発表会を開催し、社会福祉功労者の顕彰、地域における活動や取組の紹介を行います。つきましては、貴会の御後援を賜りますようお願い申し上げます。

1 依頼事項

第 40 回中区社会福祉大会&中なかいいネ！発表会の後援及び周知

2 行事概要

(1) 主催

中なかいいネ！推進会議、横浜市中区役所、(福)横浜市中区社会福祉協議会

(2) 日時

令和7年2月6日(木) 13時30分～15時30分

第1部 中区社会福祉大会(13時30分～)

第2部 中なかいいネ！発表会(14時30分～)

(3) 場所

横浜市市民文化会館 関内ホール小ホール

(横浜市中区住吉町4-42-1)

(4) 内容

社会福祉功労者顕彰

講演会「「地域」が繋ぐ新たな縁～地域活動でつながる人と人～」

3 周知について

12月下旬までにチラシを郵送しますので、各自治会町内会の掲示板への掲出等により周知にご協力をお願いします。

担当 中なかいいネ！推進会議事務局
(中区福祉保健課事業企画担当)
電話 224-8330 ファクス 224-8157
E-mail na-iineplan@city.yokohama.jp

入場無料
申込不要

第40回中区社会福祉大会&「中なかいいネ!」発表会



「地域」で生まれる新たな緑

ちいき う あら えん
～地域活動でつながる人と人～

令和7年2月6日(木)

時間 13:30～15:30 (開場13:00)

第1部・第2部
のみの参加も
可能です

◆◆ 第1部 ◆◆

しゃかいふくしたいかい

社会福祉大会

(13:30～14:15)

式典 社会福祉功労者顕彰

中区において社会福祉に功労のあった方
または社会福祉活動に協力援助された個人
及び団体を表彰します。
一緒にお祝いしましょう!

◆◆ 第2部 ◆◆

なか

はっぴょうかい

中なかいいネ!発表会

(14:30～15:30)

中区の魅力的な地域活動を紹介します。
活動のヒントになる工夫やアイデアがいっぱいです。
駒澤大学社会学科教授 川上富雄氏に講評いただきます。

新本牧地区・ヤシの木カフェの取組

住民の不安を解消! URと連携して顔の見える関係づくり

埋地地区・わくわくランドの取組

子どもも大人も!
昔遊びで思い出づくり・地域で広がる交流の輪



場所

かんない しょう
関内ホール 小ホール

(横浜市中区住吉町4-42-1)

保育
先着5名

- 対象: 7か月～未就学児
- 申込方法: 令和7年1月24日(金)までに中区役所福祉保健課までご連絡ください。

手話通訳あります!
(予約不要)



横浜市
地域福祉保健計画の
キャラクター
ちふくちゃん

問合せ

中なかいいネ! 発表会・保育に関すること

中区役所福祉保健課

TEL 045-224-8331

メール na-iineplan@city.yokohama.lg.jp

社会福祉大会に関すること

横浜市中区社会福祉協議会

TEL 045-681-6664

メール nakainfo@yokohamashakyo.jp

詳しくはこちら



自治会町内会長 各位

横浜市中区総務課長

中区緊急時情報システムの運用及び情報配信テストの実施について（情報提供）

日頃から、防災事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

防災情報については、スマートフォンアプリ「横浜市避難ナビ」など様々な方法で地域の皆様へお届けしているところです。今回、主に風水害発生時の緊急情報の提供体制の更なる強化を図るため、登録した電話番号に自動音声配信する「緊急時情報システム」を情報提供の手段の一つとして追加いたします。御利用を希望される方は登録をお願いいたします。

災害時には正確な情報収集が必要となります。ご自身に合った情報収集の手段をご用意くださいますようお願いいたします。

なお、令和 7 年 1 月に「緊急時情報システム」の配信テストを実施いたします。

1 「緊急時情報システム」の概要について

事前に登録した電話番号向けに、一斉に自動音声で災害時の情報を伝達するシステムです。

自治会町内会長をはじめとした地域の方々が事前に登録可能で、主に風水害発生時の緊急的な情報を伝達します。

システムの概要図については別紙 1 「緊急時情報システム活用イメージ」もご覧ください。

2 発信内容

災害時の緊急情報として、避難指示や避難場所開設情報などを登録対象者の電話（固定電話・携帯電話）へ自動音声で発信します。

（例）

先ほど、気象庁から土砂災害警戒情報が発表され、即時避難指示対象区域の方々に対し、避難指示が発令されました。身の安全を確保しながら、お近くの避難場所に避難してください。

開設している避難場所は、次の 5 か所です。

上台集会所、麦田清風荘、大鳥小学校、山元小学校、みなと総合高校。

（以下は必ず自動で流れるメッセージです）

内容をご確認頂けましたでしょうか？ よろしければ、シャープ（#）を、もう一度、お聞きになる場合は 1 を押してください。

裏面あり

3 システムの登録対象者

システムに登録できる方は次の通りです。

- (1) 自治会町内会長
 - (2) 自治会町内会の防災担当役員、民生委員の方など
 - (3) 即時避難指示対象区域にお住まいの方
- } 各自治会町内会で2名程度
※2名を超えて登録を希望される場合は、区役所総務課まで個別にご相談ください。

4 システムの申請方法

- (1) 登録を希望される場合は、横浜市電子申請システムまたは、別紙2「緊急時情報伝達システム登録・解除申請書」にて申請してください。

ア 横浜市電子申請システム



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/955d8304-4668-4cd3-ab4f-a6321f62ca0e/start>

イ 別紙2「緊急時情報伝達システム登録・解除申請書」

持参、E-mail、FAX 又は郵送にてご提出ください。

宛先 : 中区役所総務課防災担当

郵送先 : 〒231-0021 横浜市中区日本大通 35

F A X : 045-224-8109

E-mail : na-bousai@city.yokohama.lg.jp

- (2) 即時避難指示対象区域にお住まいの方に対しては、次の出水期（6～10月）前である来年5月頃、中区総務課防災担当から個別にご案内します。

5 情報配信テスト訓練

- (1) 日時

令和7年1月17日(金)14時から15時までの間

- (2) 配信内容

テスト テスト こちらは中区総務課防災担当です。
ただいま緊急時情報システムのテスト配信を実施しています。なお、情報配信内容についてのお問い合わせは、中区総務課防災担当 045-224-8112 まで御連絡ください。内容をご確認頂けましたでしょうか？ よろしければ、シャープ（#）を、もう一度、お聞きになる場合は1を押してください。

6 添付文書

- (1) 緊急時情報システム活用イメージ【別紙1】
- (2) 緊急時情報伝達システム登録・解除申請書【別紙2】
- (3) 災害時の情報の入手方法一覧（中区版）【別紙3】

中区緊急時情報システムを含めた災害時の情報の入手方法は、こちらもご覧ください。

担当：中区役所総務課 掛川、浅井

TEL:224-8112 FAX:224-8109

E-mail:na-bousai@city.yokohama.lg.jp

緊急時情報システム活用イメージ

避難指示等の発令があったら

発信する電話番号は【0570-095-999】 **中区役所**

①システムから登録者へ
防災情報を一斉発信



④登録者が押した
聞き終わった数（#）
を集約

先ほど、気象庁から土砂災害警戒情報が発表され、即時避難指示対象区域の方に対して、避難指示が発令されました。身の安全を確保しながらお近くの避難場所に避難してください。なお、開設している避難場所は、次の5か所です…（略）

登録者

固定電話・携帯電話

②自動音声で
情報を受信



③聞き終わったら
電話機の「#」を押す

※電話が取れなかった場合は、
【080-0805-0655】にお電話いた
だくことで、再度同じ内容の音
声を聞くことができます。

※もう一度そのまま同じ内容を聞
きたい場合は「1」を押すこと
で、最初に戻って音声を聞くこ
とができます。

● 自治会町内会の方 ●

中区災害警戒本部等の対応状況等を即時に知ることが可能になります。
登録者から地域の方への伝達を義務付けるものではありません。
実際に被害が出ていない場合は、積極的な地域への情報伝達は不要と思われませんが、必要に応じ（風雨が強まってきた場合等）自治会町内会の防災担当者等に伝達する際や、不安を感じた住民からの問い合わせにお答えする際の情報として状況に応じてご活用ください。

● 即時避難指示対象区域にお住まいの方 ●

即時避難指示対象区域にお住まいの方でシステムに事前に登録された方は、直接情報発信されるため、早期の避難行動をとることができます。

緊急時情報システム登録・解除申請書

ひとりにつき、固定電話か携帯電話、どちらか1回線を登録可能です。

役員の変更等で登録解除をご希望の場合も、この様式または電子申請でお知らせください。

■自治会町内会名

--

■登録する方の情報

①	氏 名	
	役 職	
	登録する電話番号	
②	氏 名	
	役 職	
	登録する電話番号	

■解除する方の情報をこちらに入力してください。

①	氏 名	
②	氏 名	
③	氏 名	

<提出方法>

持参、E-mail、FAX 又は郵送にてご提出ください。

<提出先>

宛先 : 中区役所総務課防災担当

郵送先 : 〒231-0021 横浜市中区日本大通 35

F A X : 045-224-8109

E-mail : na-bousai@city.yokohama.lg.jp

電子申請でも

お申し込みいただけます。



災害時の情報の入手方法一覧（中区版）

媒体	名称	二次元コード
ホームページ	横浜市防災情報ポータル 横浜市の災害関係情報が集約されるサイトです。市が更新します。 https://bousai.city.yokohama.lg.jp/	
	中区ホームページ 中区役所のホームページです。区役所が更新します。 https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/	
スマートフォン（アプリ）	横浜市避難ナビ 横浜市公式アプリです。横浜市防災情報ポータルとほぼ同時に災害関係情報が更新・情報配信されます。 https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/20220215102136089.html	 
	横浜市 LINE 公式アカウント 「友だち登録」をした方へ、情報が直接 LINE で配信されます。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/sns/line/line-official.html	
	X（旧 Twitter） 総務局危機管理室 @yokohama_saigai 中区区政情報 @na_yokohama	
	Yahoo! 防災速報 アプリ利用者が設定したエリア等に係る災害関係情報を配信します。 https://emg.yahoo.co.jp/	
メール	横浜市防災情報Eメール 横浜市から、登録者に電子メールで情報を配信します。 https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html	
テレビ	よこはまテレビ・プッシュ 【有料、導入時一部補助あり】 テレビの電源を自動で起動し、緊急情報を配信することもできるサービスです。 https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/yokohamatvpush.html	
	テレビの「dボタン」 テレビのリモコンの「dボタン」を押す操作で、警報・注意報、避難情報、開設避難所等を確認することができます。	
ラジオ	マリンFM 横浜市ではコミュニティ FM ラジオ「マリンFM」と災害時等における相互協定を締結しています。災害時に、区役所から提供した情報を発信します。（86.1MHz） https://www.marine-fm.com/	
電話	緊急時情報システム 電話番号を登録することで、避難情報を電話（自動音声）で受け取ることができます。中区では、自治会町内会の役員の方（2名程度まで）、即時避難指示対象区域にお住まいの方（約100世帯）の方にご利用いただけます。 ※今回説明しているシステムはこちらです。	

自治会町内会長 各位

中区総務課長 帰山 誠

中区人権啓発講演会のチラシ掲出について(依頼)

日頃から、人権事業にご理解・ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、区民の皆様に人権意識をより高く持っていただくために、中区人権啓発講演会を実施します。

つきましては、次のとおり実施いたしますので、自治会町内会の掲示板への掲出の御協力をお願いいたします。

【中区人権啓発講演会概要】

1 実施日時

令和7年1月 18 日(土)14:00～16:30(13:30 開場)

2 実施場所

横浜市開港記念会館 講堂(横浜市中区本町 1 丁目 6 番地)

3 内容

(1) 字幕付き映画「梅切らぬバカ」(監督:和島香太郎氏)の上映

(2) 監督 和島香太郎氏による講演

4 申込

電子申請・届出システム又は FAX にて申込。(先着 200 名)

【掲出希望期間】

令和6年 12 月 11 日(水)から令和7年1月5日(日)まで

担当:中区役所総務課 佐々木・新井

TEL:045-224-8113 FAX:045-224-8109

e-mail:na-shomu@city.yokohama.lg.jp

2021年公開映画

「梅切らぬバカ」上映会 & 和島監督による講演会

監督・脚本

和島 香太郎 氏



母親と自閉症を抱える息子が、社会の中で生きていく様子を温かく誠実に描く

【あらすじ】

山田珠子は、息子・忠男と二人暮らし。毎朝決まった時間に起床して、朝食をとり、決まった時間に家を出る。庭にある梅の木は伸び放題で、隣の里村家からは苦情が届いていた。

ある日、グループホームの案内を受けた珠子は、悩んだ末に忠男の入居を決める。しかし、初めて離れて暮らすことになった忠男は環境の変化に戸惑い、ホームを抜け出してしまふ。

そんな中、珠子は邪魔になる梅の木を切ることを決意するが…。

【講師プロフィール】

1983年、山形県酒田市生まれ。京都造形芸術大学出身。映画制作の他に自主制作のネットラジオ「てんかんを聴く ぽつラジオ」を不定期で配信中。てんかん患者やその家族、医療従事者らを招き、様々な話題について話している。

桜切る馬鹿、梅切らぬ馬鹿

【ことわざの意味】

桜と梅は似ているように見えても樹木の手入れ方法は大きく違う。転じて、人それぞれの個性に合わせて向き合うことが大切であることを指す。

日時

令和7年

1月18日（土）

14:00～16:30

（13:30開場）

定員

先着200名

事前申込制・入場無料

会場

横浜市開港記念会館

横浜市中区本町1丁目6番地

申込期間

令和6年12月11日（水）から

令和7年1月5日（日）まで

＼お申込みはこちらから／



FAXからも申込みいただけます。

詳細はチラシ裏面またはHPをご確認ください。

映画「梅切らぬバカ」上映会 & 和島監督による講演会

FAXによる参加申込書

FAX  224-8109

氏名 (ふりがな) ※申込者全員	
電話番号	
E-mail	
住所	
配慮事項	<input type="checkbox"/> 車いすスペースの利用
	<input type="checkbox"/> 手話通訳の希望
	<input type="checkbox"/> 一時託児希望 ①子供の人数 _____ 人 ②子供の年齢 _____ 歳 _____ か月、 _____ 歳 _____ か月、 _____ 歳 _____ か月

※本講演会の開催にあたり収集した個人情報は、講演会の実施以外の目的では使用しません。

講師への質問があればご記入ください。

令和6年11月19日

地区連合町内会長 各位

中区役所地域振興課
資源化推進担当課長
松本 久志

令和6年度中区「3R街の美化」行動推進者中区長感謝状」候補者の推薦について（依頼）

時下ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、「ヨコハマプラ5.3計画」の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、中区では「3R街の美化」の推進に功績があった『個人』と『団体』に対し、区長より感謝状を贈呈いたしております。

つきましては、令和6年度において表彰する『個人』及び『団体』の候補者を中区「3R街の美化」行動推進者中区長感謝状贈呈要綱第4条に基づき、御推薦くださるようお願い申し上げます。

1 推薦期限

令和7年1月10日（金）

2 推薦数

各地区連合町内会あたり、個人1名・団体1団体

但し、団体数が多い地区（目安は11団体以上）については、個人2名・団体2団体まで推薦可とします。

3 提出方法

- (1) 郵送 〒231-0021 横浜市中区日本大通35番地
中区役所地域振興課資源化推進担当宛
- (2) FAX 224-8215
- (3) e-mail na-shigen@city.yokohama.lg.jp

4 表彰基準

添付の中区「3R街の美化」行動推進者中区長感謝状贈呈要綱第3条各号の「贈呈の基準」によります。（※推薦書の推薦理由「3R活動」は、資源集団回収を含みます。）

5 添付資料

地区連合町内会ごとに、過去15年間（平成21年度以降）に「街の美化推進中区長感謝状」及び「ヨコハマ3R夢行動推進者中区長感謝状」を受賞された個人・団体のリストを添付しています。

※ 原則として、このリストに載っていない方（個人・団体）を推薦してください。

（但し、過去に同感謝状を贈呈された方でも、受賞後10年を経過した場合には、再度推薦できることとします。）

※ 推薦する個人及び団体がない場合でも、その旨ご連絡をお願いします。

6 感謝状贈呈式

令和7年3月開催予定（会場は、区役所7階会議室を予定。開催期日・場所が確定次第、被贈呈者の皆様にご案内いたします。）

担当：中区役所地域振興課資源化推進担当
植田・中村 Tel224-8140 Fax224-8215

中区「3R街の美化」行動推進者区長感謝状贈呈要綱

制 定 平成9年8月27日

最近改正 令和6年11月19日中地振1017号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、中区内において、「3R街の美化」行動の推進に功績のあった個人または団体等に感謝状を贈呈することにより、感謝の意を表するとともに、さらに積極的な活動の定着を図ることを目的とする。

（贈呈の方法）

第2条 区長が感謝状及び記念品を贈呈する。

（贈呈の基準）

第3条 贈呈は、次の各号のいずれかに該当するもので、その業績または貢献が特に顕著で他の模範となるものに対して行う。

- （1）公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、多大な成果をあげたもの
- （2）地域でのリサイクル活動に尽力するなど、3R行動の推進に功労のあったもの
- （3）緑化活動に尽力し、有効な成果をあげたもの
- （4）その他特に区長が必要あると認めたもの

（推薦者及び推薦方法）

第4条 推薦は地域住民組織、各種市民団体の長及び区長が別紙推薦書により行う。

（被贈呈者の決定）

第5条 区長は、前条の規定により推薦された候補者の中から被贈呈者を決定する。

（贈呈の時期）

第6条 贈呈は原則として毎年1回行う。

（事務の所管）

第7条 本贈呈に係わる事務は、地域振興課資源化推進担当が行う。

- （1）この要綱に定めるもののほか必要な事項は区長が定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成13年1月24日改正

この要綱は、平成15年9月16日改正

この要綱は、平成22年11月10日改正

この要綱は、令和6年11月19日に改正

自治会町内会長各位

横浜キャノンイーグルス

横浜キャノンイーグルスの区民ご招待DAY開催にあたってのチラシ掲出について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、横浜キャノンイーグルスでは、令和7年1月11日（土）にニッパツ三ツ沢球技場で開催するホストゲームを「港北区民・中区民ご招待DAY」として、中区に在住、在勤、在学の方とそのご家族をゴール裏自由席に先着順でご招待することといたしました。

つきましては、このことを広く区民に周知し、多くの方にラグビーの試合をご観戦いただくため、次のとおり、自治会町内会の掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。

1 掲出希望期間

チラシ到着から令和7年1月11日（土）まで

2 掲出希望内容

A4版チラシ

3 チラシのイメージ



お問い合わせ先

横浜キャノンイーグルス

運営担当 松下

TEL:03-3757-9552

Email: matsushita.yasukazu@mail.canon

共に超える

GO BEYOND WITH YOKOHAMA

CTB / キャプテン
梶村 祐介
日本代表

SH
ファフ・
デクラーク
南アフリカ代表

PR
岡部 崇人
日本代表



横浜キャノンイーグルス

港北区・中区民ご招待DAY

ラグビーを
観に行こう!



カノンちゃん

港北区・中區に在住・在勤・在学(在園)とそのご家族
先着1,000名様を無料でご招待!

お一人様
4枚まで

対象
試合

NTTジャパンラグビーリーグワン2024-25 第4節

横浜キャノンイーグルス
vs 静岡ブルーレヴズ

1.11 SAT
14:30 KICKOFF



会場:ニッパツ三ツ沢球技場(横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1) / 席種:ゴール裏自由席

※募集枚数に到達次第、終了となります。
※申込みに係る個人情報は、横浜キャノンイーグルスに帰属します。
※個人情報の取り扱いについては、申込サイトのプライバシーポリシーをご覧ください。

問い合わせ
横浜キャノンイーグルス 横浜事務局
Tel: 045-664-3731 E-mail: yokohama@canon-sportsclub.jp
※電話受付時間: 月曜日~金曜日 10時~16時



お申込はQRコードもしくは公式ホームページから
<https://www.canon-eagles.jp/tickets/invite/20250111.html>
申込期間: 2024年12月15日(日)10:00~2025年1月10日(金)23:59

自治会町内会長 各位

中区青少年指導員協議会会長

「なかくっ子ウォーク in 野毛山動物園」チラシの掲出について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

中区青少年指導員協議会では、青少年の学習や健康づくり、世代間交流を促進し、青少年の健全育成に寄与することを目的として、「なかくっ子ウォーク in 野毛山動物園」を開催いたします。

つきましては、各自治会町内会の掲示板へチラシを掲出いただきますよう、お願い申し上げます。

1 掲出チラシ

「なかくっ子ウォーク in 野毛山動物園」チラシ

2 掲出期間

チラシ到着日から令和7年1月6日（月）

※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。

3 送付書類

「なかくっ子ウォーク in 野毛山動物園」チラシ(A4)

中区青少年指導員協議会 事務局

（中区役所地域振興課内）

担当：杉浦、内藤

電話：（224）8137

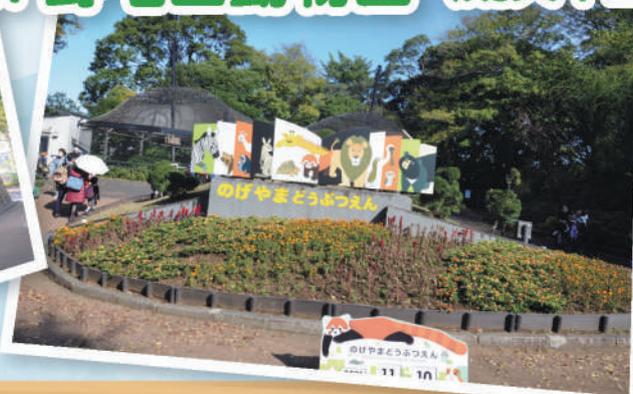
FAX：（224）8215

クイズに挑戦してみよう！
動物たちをみながら

なかっ子ウォーク

さんかしょう
参加賞も
あるよ！

いのげやまどうぶつえん こうてんちゅうし
in 野毛山動物園 (荒天中止)



日 時 令和7年1月26日(日) 10時~12時30分 (受付9時30分~10時)

集合場所 野毛山公園展望地区 展望台

対 象 小学生以下 (保護者同伴必須) 参加費 1組 200円 (保険代含む)

定 員 60組程度 (応募者多数の場合、抽選) 当日受付にてお支払いください

内 容 野毛山動物園をテーマとしたクイズウォーク

申込方法 2~5名を1組として組ごとにお申込みください。

令和7年1月6日(月)までに、横浜市電子申請・届出システム (右記二次元バーコード) 又は電話にてお申し込みください。



なかっ子ウォーク申込ページ (横浜市電子申請・届出システム)

【記入事項】①代表者氏名 (フリガナ) ②代表者連絡先 (携帯電話)

③代表者住所 ④参加人数 (大人/何名、こども/何名)

※お預かりした個人情報とは、本事業の運営・管理以外には使用しません。

問 合 先 中区青少年指導員事務局 (中区地域振興課内)

Tel : 224-8137 FAX : 224-8215 Eメール : na-taishi@city.yokohama.jp

主 催 中区青少年指導員協議会 共 催 中区役所



交通案内

- ・JR 根岸線・横浜市営地下鉄【桜木町駅】より徒歩 15分
- ・京浜急行線【日ノ出町駅】より徒歩 10分



集合場所



ここに集合

くび首をながくして待ってるよ~!



自治会町内会長永年在職者表彰式・感謝会について

1 表彰式・感謝会の概要

以下の表彰区分に該当する方を対象に表彰式を実施するとともに、併せて自治会町内会長感謝会を開催します。

- (1) 開催日時：令和 7 年 3 月 5 日（水）13 時 30 分～15 時 00 分（予定）
- (2) 会 場：ロイヤルホールヨコハマ

2 令和 6 年度永年在職者表彰受賞者

（順不同・敬称略）

表彰区分		地区	団体名	会長名
在職 55 年表彰 (1 名)	(市長表彰)	1 中	長者町 6 丁目町内会	花井 一行
在職 25 年表彰 (1 名)		1 北	桜木町 1・2 丁目町内会	千田 晴久
在職 20 年表彰 (2 名)		関内	相生町町内会	棚橋 桂太郎
		第 6	山元町 2 丁目町内会	簗嶋 興
在職 15 年表彰 (1 名)		1 北	花咲町 2 丁目町内会	野口 瞳
在職 10 年表彰 (5 名)	(市長感謝)	1 中	伊勢佐木町 5 丁目商栄会	石田 正典
		関内	常盤町町内会	新田 東一
		第 3	西之谷町内会	齊藤 憲明
		4 北	千代崎町 4 丁目町内会	山本 秀夫
		関内	UR 海岸通アパート自治会	一宮 均
連長 在職 10 年表彰 (1 名)		第 3	第 3 地区連合町内会	鈴木 敏夫
在職 5 年表彰 (9 名)	(区長感謝)	1 北	花咲町 1 丁目町内会	井上 一郎
		1 中	曙 1・2 丁目町内会	藤城 正光
		埋地	三吉・千歳町内会	藤平 保之
		石・打	石川町 2 丁目町内会	佐藤 晃一
		第 3	本牧緑ヶ丘自治会	佐久間 弘子
		第 3	大和町立野町内会	熊王 新太郎
		4 南	本牧 1 丁目中台町内会	酒井 廣和
		第 6	滝之上・旭台町内会	草野 一造
		新本牧	パークシティ本牧自治会	坂東 久雄

3 開催のご案内

令和7年1月上旬までに各自治会町内会長に表彰式・感謝会のご案内を送付予定です。返信用封筒を同封しますので、出欠票の送付をお願い致します。(詳細はお送りする資料をご覧ください。)

担当：中区役所地域振興課地域活動担当 塚越
電話：045-224-8131
FAX：045-224-8215
EMail：na-kurenkai@city.yokohama.jp